

## 第10回教育委員会会議

1 日時 令和6年6月25日（火） 午後3時30分～午後5時10分

2 場所 大阪市役所本庁舎屋上階 P1 共通会議室

### 3 出席者

|       |                |
|-------|----------------|
| 多田 勝哉 | 教育長            |
| 平井 正朗 | 教育長職務代理者       |
| 巽 樹理  | 委員             |
| 大竹 伸一 | 委員             |
| 赤木 登代 | 委員             |
| 長谷川 葵 | 委員             |
|       |                |
| 藤巻 幸嗣 | 教育次長           |
| 中島 政人 | 此花区担当教育次長      |
| 吉村 悟  | 城東区担当教育次長      |
| 福山 英利 | 教育監            |
| 松田 淳至 | 総務部長           |
| 松浦 令  | 政策推進担当部長       |
| 近藤 律子 | 学校環境整備担当部長     |
| 上原 進  | 教務部長           |
| 大西 啓嗣 | 指導部長           |
| 橋本 洋祐 | 総務課長           |
| 乗京 慎二 | 初等・中学校教育担当課長   |
| 山東 昌弘 | 学校適正配置担当課長     |
| 村上 朋子 | 技術管理担当課長       |
| 藤堂 秀和 | 教職員給与・厚生担当課長   |
| 上田 慎一 | 教職員人事担当課長      |
| 中川 達雄 | 教職員サービス・監察担当課長 |

田村 美加 城東区教育担当課長  
片山 雅之 インクルーシブ教育推進担当課長

伊藤 純治 教育政策課長  
川村 晃子 教育政策課長代理  
ほか指導主事、担当係長、担当係員

#### 4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に平井委員を指名
- (3) 案件

|        |   |                 |
|--------|---|-----------------|
| 議案第70号 | 今福小学校・放出小学校                                 | 学校再編整備計画の変更について |
| 議案第71号 | 職員  | の人事について         |
| 議案第72号 | 職員  | の人事について         |
| 議案第73号 | 職員  | の人事について         |
| 議案第74号 | 職員  | の人事について         |
| 議案第75号 | 職員  | の人事について         |
| 報告第21号 | 教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にか<br>かる対応状況について |                 |
| 報告第22号 | 職員  | の人事について         |
| 報告第23号 | 職員  | の人事について         |

なお、議案第71号から第73号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、また議案第74号及び第75号、報告第22号及び第23号については、会議規則第7条第1項第2号及び第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

#### (4) 議事要旨

議案第70号「今福小学校・放出小学校 学校再編整備計画の変更について」を上程。  
吉村城東区担当教育次長からの説明要旨は次のとおりである。

それでは、議案第70号「今福小学校・放出小学校 学校再編整備計画の変更」についてご説明申しあげる。

議案第70号は、「大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則」第6条に基づき、令和6年2月に策定した今福小学校・放出小学校 学校再編整備計画の変更案について審議いただくものである。同規則では、区担当教育次長が作成する変更案をもとに、学校再編整備計画を変更することができることとなっており、今回、学校施設の今後の整備における詳細な検討を行ったところ、学校再編整備計画の変更の必要が生じたことから上程するものである。

経過としては、今福小学校の学校配置の適正化を実施するにあたり、令和6年2月の教育委員会会議において、大阪市立学校活性化条例第16条第4項等に基づき、学校再編整備計画案を上程し、統合後の学校における児童の収容対策等のため、放出小学校の既存校舎の教室改修等を行ったうえで、令和10年4月に統合することとして議決を得た。この段階では、必要となる教室改造工事及びエレベータ棟増築工事を一括して発注し、令和10年3月までに工事を完了させる予定であった。しかし、計画の議決後、基本設計において工事内容や整備規模等の詳細な検討を行ったところ、教室改造工事の規模が大きく、工事全体の工期が長期化するうえ、工程管理も非常に複雑化する見込みとなり、昨今の本市における入札状況等を鑑みると、工期の長期化、工程管理の複雑化は入札参加事業者の減少を招く要因となっており、入札が不成立となる可能性が極めて高いことが明らかになった。このようなリスクを回避するためには、教室改造工事とエレベータ棟増築工事を一括ではなく、それぞれ個別に発注する必要があるが、その場合、再編整備時期は現行の計画より1年遅れ、令和11年4月となる見込みである。一方、当初の一括発注案で入札が不成立となった場合は、設計の見直し作業や再入札手続き等が必要となり、再編整備時期は現行の計画より2年遅れ、令和12年4月となる見込みである。児童の教育環境や学校運営の影響等を総合的に勘案し、可能な限り速やかに新しい学校を開校するため、現行の計画より1年遅れるものの、教室改造工事とエレベータ棟増築工事を個別に発注することが最善の策であると判断した。以上の理由から、再編整備時期を令和10年4月から令和11年4月に変更するため、大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則第6条に基づき、今福小学校・放出小学校学校再編整備計画の変更を行うこととしたいと考えている。

今福小学校・放出小学校 学校再編整備計画変更案として、「3 学校適正配置の実施時期」を変更することをお示ししている。4ページ以降については、現在の学校再編整備計

画、今般の変更について根拠となる規則の抜粋をお示ししている。説明については以上であるが、ご承認いただいたら、変更した計画を速やかに公表のうえ、改めて説明会を開催するなど、引き続き保護者や地域住民など、関係する皆さまにご理解を賜るよう努めながら、円滑な計画の実施に向けて進めてまいる。議案第70号について、審議賜りますよう、よろしくお願い申しあげる。

質疑の概要は次のとおりである。

**【大竹委員】** 一括工事を分割発注に変更するという話になると一般的には共通工事費が分割工事ごとにそれぞれに必要となるということで高くなるというのが一般的な例だと思うのですがけれども、今回、一括発注と分割発注の見積額がどういうふうになっているのか教えていただきたいと思います。もし一括発注の方が安くて分割発注の方が極めて高いということになると例え二年遅れても安い方を取るのか、一年遅れで高い方を取るのかこういったような比較の検討がもう一回いると思いますので、ぜひ一括発注の場合と分割発注の場合の見積額を教えていただければ有難いと思います。金額は無理なので要は差が大きいかどうかということだけ言っていれば結構です。

**【村上技術管理担当課長】** 今回の一括発注と分割発注につきまして、工事費の比較をしております。分割発注をすることにより、実は各校のエレベータ工事、それから改造工事の工期がそれぞれ短くなります。一括発注にいたしますとそれなりの全体工期が必要なのですが、分割発注するとそれぞれの工期が短くなりますので、共通費の金額がそれによって下がることにより、工事費の合計は一括発注の工事費とほぼ変わらない価格となりました。よって個別に発注することによるコスト的なデメリットもないということも考えまして、今回の分割発注にいたしました。

**【多田教育長】** 学校再編に向けての取組ということで、それぞれの学校のこれからの進め方にも影響しますし、地域の皆様方のほうにもまた丁寧な説明会を開催することですけれども、区担当教育次長からの説明もありましたので、そのところをしっかりと丁寧に進めていただきたく思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第21号「教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応

状況について」を上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

報告第21号「教育行政の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況」について、ご説明する。

本件は、令和6年1月から3月にかけて受け付けた8名、13件の意見・提案についてである。

番号1の意見・提案は、「教員の朝の時間外勤務」に関するものである。教員の勤務開始時間より早く児童が登校することで、朝の時間外勤務が発生し、負担になっているので、児童の登校時間か、教員の勤務開始時間を変えてはどうかという内容である。教育委員会の見解案としては、児童の登校時間は校則としての取り扱いであり、保護者や地域の状況によって各学校で設定していることから、適宜、点検見直しを図るよう、各校への周知を図ることや、また、教員の勤務時間については、教員が始業時間前に行う活動について、校長が業務として認める場合には、校長の裁量において勤務時間の割振り変更を行い、始業時間を変更することができる旨などについて記載をしている。なお、教員の働き方改革に関して、今年度中に各学校の好事例を収集して共有できるよう、現在、準備をすすめているところである。

番号2の意見・提案は、「職員証一斉更新にかかる顔写真の提出」に関するもので、顔写真の撮影依頼から提出までの期限が短すぎたこと、および提出方法についての内容である。教育委員会の見解案としては、今回の撮影依頼は、未提出者が確認されたため、未提出者である教職員のみを対象とした、至急の依頼となり期間が短かったことから、今回は十分な期間を設けることや、今回は一斉に更新をするために、1万人を超える全教職員のデータが必要であったため、各学校から写真データを提出していただく方法が最も効果的だと判断した旨を記載している。

番号3の意見・提案は、大阪府が実施する「すくすくウォッチ」の児童アンケートのオンライン接続でトラブルが発生し、対応に追われたといった内容である。教育委員会の見解案としては、ブラウザのバージョンが古かったにも関わらず「最新」と表記される不具合があったことについては令和6年3月14日に解消されていることや、大阪市は、より詳細な説明や注意事項を記載した事務連絡を別途各校に送付しているので、今後、OSやブラウザに関する事項も含めるなど工夫を行う旨を記載している。

番号4の意見・提案は、各学校における指導要領の改訂に伴う指導書への執行額が、市

からの特別配当額を大幅に超えている状況があるといった内容である。教育委員会の見解案としては、各学校には指導書1セット分を基本に特別配当を行っており、各学校でそれを超えて必要な場合には学校維持運営費で対応していること、予算の適正かつ効果的な執行については、予算に関する事務連絡等で啓発を行ってまい旨を記載している。

番号5の意見・提案は、事業資金は事務が負担であるため、学校での少額特名契約を可能にしてほしいといった内容である。教育委員会の見解案としては、学校園の契約も大阪市の契約規則が適用されるため、基本的には比較見積が必要であるが、「工事以外の請負」、「工事の請負」、「業務委託」については、5万円以下の「少額特名契約」が認められている旨を記載している。物品購入に関しては、各学校で年間計画を立てて、まとめて契約・購入するケースが多く、緊急に必要なものは「事業資金」で対応可能な旨を記載している。この「事業資金」は、予定価格2万円以下は比較見積不要で、少額特名契約よりも事務手続きを簡略化している。なお、これらの取り扱いは、教員や学校事務職員も構成員を含む契約事務審査会校園部会で決定されている内容になる。また、事業資金等で執行する際の負担の一つとなっている銀行での出金業務の負担軽減として、令和6年度内を目途に、キャッシュカードの導入を進めていく旨を記載している。

番号6の意見・提案は、特別支援学級在籍児童生徒の評価、評定や特別支援教育サポーター等に関するもので、特別の教育課程を編成している場合は、通知表の評定を「―」（ハイフン）にすること、宿題補助は認められないこと、特別支援サポーターの入りこみ支援はできないことなどを、各Q&Aやガイドブックに明記してほしいという内容である。教育委員会の見解案としては、本市としては、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援が提供できるように、通常学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場における特別支援教育の充実に努めていることをまず記載している。このことを前提にして、通知表については、児童生徒一人ひとりの状況に応じて学校が独自に作成するもので、評価できる項目のみ、5段階で評価することもあるため、必ずしも「―」（ハイフン）にしなければいけないとは考えていないことや、宿題補助については、それだけをもって個別に応じた学びとは言えないものの復習のために宿題を活用すること等は想定されるため、宿題補助が全く認められないとは考えていない旨を記載している。また、特別支援教育サポーターは教員の指示のもと、通常学級で学ぶ際に支援を行うことはあり得ることについて、記載している。

番号7の意見・提案は、学校における紙の使用量削減に関する内容で、職員間の文書に

ついてデータで行うとともに、保護者への配布物もデータ配布可能なものはすべて移行してはどうかといった内容である。教育委員会の見解案としては、学校に配信される事務連絡等の配布方法等については各学校の教員数や端末数などの実情・実態に合わせて判断していただくことと認識しているが、環境に配慮した取組ができるよう、環境負荷の低減、コピー用紙使用量削減等にかかる周知・啓発を行うことを記載している。また、保護者への配布物に関しても、校園長の判断によりデータによる学校のホームページへの掲載や欠席連絡アプリでの配信等も可能とし、令和6年3月14日付け事務連絡で各校園長あてに通知している旨を記載している。ここで訂正があり、教育委員会の見解案の②の通知文の題名が誤っており、正しくは、令和6年3月14日付け事務連絡「学校園における周知文書等の配付について」という標題が正しいので、修正をさせていただく。

番号8の意見・提案は、学校にある端末のフィルタリングに関するもので、学習に必要なサイトであってもホワイトリストの申請・承認に時間がかかるので、児童用端末のフィルタリングの設定を各学校でできるようにしてほしいといった内容である。教育委員会の見解案としては、各校園における取組の多様化からホワイトリスト・ブラックリスト設定の全市一律の運用についての課題は事務局としても認識しており、フィルタリングの設定を各校園ごとに行えるよう、現在対応を検討している旨を記載している。

番号9の意見・提案は、外部団体から送られてくるチラシのデータ配信に関する内容である。教育委員会の見解案としては、令和2年度に学校園あて周知文書等の配付依頼にかかる取扱いを定め、学校園の負担軽減を図ってきたが、更なる負担軽減のため、チラシや周知文書を学校園に送付する場合は、合わせてPDFデータも各学校園にメールで送付する旨を市の全所属に通知し、ホームページでも掲載している旨を記載している。また学校あてにも、保護者あての周知文書をデータで学校ホームページへ掲載することや、欠席連絡アプリで配信することも可能である旨を通知していることを記載している。

番号10の意見・提案は、SKIPの保健機能で、健康診断後の受診の有無をチェックする欄を設け、受診率や未受診者の抽出ができるようにしてほしい、また、SKIPや他のシステムの情報を自動で統合できる仕組みにしてほしいといった内容である。教育委員会の見解案としては、SKIPの保健機能を使ってエクセル出力することで、受診率や未受診者の抽出等ができること、エクセルデータの活用方法については、例年研修を行っている旨を記載している。また、SKIPや他のシステムの情報を自動で統合できる仕組みについては、学校業務の課題として、「学校園システム再編成ワーキング」において、検討していく旨を記載し

ている。

番号11の意見・提案は、端末のスペックが低いこと、回線速度が遅いことなどに関する内容である。教育委員会の見解案としては、スペックによる動作の不具合については、次の更新に向けて、検討会議等で議論し、堅牢性や持ち運びやすさを踏まえた適切なスペックの端末の導入を行う旨を記載している。また、通信環境については、令和3年度に通信環境を改善しているため、通信が不安定になる事象が発生した際には、個別ご相談をいただき対応を行っている旨を記載している。

番号12の意見・提案は、「すくすくウォッチ」の表紙の取り扱いに関するもので、大阪市の校務支援システムによって付与されているIDを「すくすくウォッチ」にも活用してはどうかという内容である。教育委員会の見解案としては、「すくすくウォッチ」は、大阪府教育委員会が外部委託を行い実施している事業であるため、本市の校務支援システムのIDを活用することはできないこと、表紙を紛失すると、紐づけ等の煩雑な事務的な作業が発生するので、適切な取扱いについて、引き続き、周知徹底を行う旨を記載している。

番号13の意見・提案は、令和5年度の小学校の卒業式が土日の後の月曜日であったことを踏まえ、月曜日になるとさまざまな不都合が生じるといった内容である。教育委員会の見解案としては、府立高校入試及び府立支援学校入学者決定の事務日程などと調整するとともに、他の校種と同一日で被らないように調整した結果、令和5年度は月曜日になってしまった旨を記載し、候補日が複数ある場合は、休み明けに卒業式があたらないよう配慮して決定する旨を記載している。

15ページ以降は、昨年度に受け付けたもののうち、教育委員会の見解として、検討していく旨の回答をしていたものについて、その後の状況を掲載しているので、参考にご覧いただければと存じる。説明は以上である。

質疑の概要は次のとおりである。

**【大竹委員】** 一点確認ですが、13ページの項番12号の小学生のすくすくウォッチのIDですが、教育委員会の見解では大阪府の事業なので大阪市独自の取り扱いができないというふうに書いてありますが、確かにIDがあれば便利だという気がします。これは大阪府と協議をしたけれどやはりダメだったというのか、あるいは市側が大阪府の事業を付度して意見を言ってもダメだろうと思ってこういうふうに書いているのかどうか、そこら辺だけはっきりしていただければ有難いと思います。

【乗京初等・中学校教育担当課長】 大阪府教育庁のほうに様々な要望を出しておりまして、ID化というところで共有できないかというところの要望をかけているところではございますが、やはり大阪府のシステムに則ってというところでのこの辺りはお断りされているというところでございます。ただ引き続き要望の方はあげていきたいと考えております。

【大竹委員】 何かダメだと言う理由はあるのですか。大阪市独自のIDを付けるとシステム改修の費用がたくさんかかるとかそういうような話ですか。ダメという理由がちょっとよくわからないので、もしこれから引き続き要望をされるのであれば、やはり府独自だからダメだと言われるのではなくてダメな理由もしっかりと聞いていただかないと、要望を出しても同じ理由だったら結局は聞いてもらえないということになるので少しその辺りの検討をお願いしていただければ有難いなと思います。

【乗京初等・中学校教育担当課長】 はい、承知いたしました。

【大竹委員】 これは質問でも何でもありませんが、項番1と11ページの項番10に関してこれは過去にもあったのですが、ご意見・ご提案内容というのは現行の制度でもできるよというものが回答としてあるんですね。そうするとやっぱりなかなか現場の先生方や現場の職員の方までしっかり内容がおちていないのかなという気もしますので、こういう機会にぜひまた周知の徹底をお願いしたいと思います。現行制度でもできるのにまた質問が上がってくるというのも、おかしいなと思うので、周知徹底をしっかりといただければ有難いと思います。

【異委員】 1.5.7.9がちょっと気になったなと思っています。まず1番のところですね。教員の勤務時間ということで以前から話題にも上がっていたと思いますし、今回が初めてではないかなと思っているのですけれど、多分皆さんも薄々というか気づいて、児童は8時よりも前くらいから登校しているけれど、勤務時間が8時半からということでやっぱりここは矛盾も生じているのかなと思っています。例えば提案のところに後半の2番の最後のほうですかね、研修とか何か全体とする業務を16時半に終了するといった措置が必要かと思いますがということも書いていますが、例えばこの辺りは可能なのでしょうか。

【藤堂教職員給与・厚生担当課長】 勤務時間の割振り変更という部分に関しましては、制度としてございまして、校長の業務上必要という判断のうえ、行っていただいているというところでございます。なので、できるということです。

【異委員】 勤務時間の表記に関して、8時からとかはもうやっぱりしないのですか。

【藤堂教職員給与・厚生担当課長】 勤務時間につきましては、大阪市では一律で定めさせてもらっていますのは、8時半から17時ということにさせてもらっています。業務上、必要であれば制度を使って変更することも可能というような対応をさせていただいているところです。

【異委員】 でもどう考えても無理ですよ、8時までに教員は行かないと子どもたちが来ているので。そこはやっぱり。

【藤堂教職員給与・厚生担当課長】 働き方改革の中の取組の一つといたしまして、取組の好事例というものを全般的に今後収集することとなっておりますので、既にもう勤務の割振り変更をされてこういった好事例があるよというような情報がございましたら、それは全校のほうに展開して行って対応してまいりたいと考えております。

【異委員】 なかなかそれでは納得というか、厳しいからこういうふうにも何度も何度も上がってくるのかなと。多分現場もどうもこうもできないでずっと困っているというか。教育委員会の見解としても点検、見直しを図るよということですけど、答えもなかなか出てこないしちょっと厳しい状況が続いているのだろうなということはいささかきちんと受け止めた方が良いのかなと思っております。

【藤堂教職員給与・厚生担当課長】 はい、承知しました。

【異委員】 あと、令和6年2月からワークライフバランスの推進の観点から時差勤務の制度ということで、これは具体的には1時間を限度として15分単位でというのですが、これは結構活用とかはされているのでしょうか。担任を持っていたら、なかなかちょっと動かすのも厳しいのかなとも思うのですけれど。

【藤堂教職員給与・厚生担当課長】 統計はまだ取っていないのですが、校長先生、幹事校長先生等々のお話からいきますと朝の早出のほうにつきましては、7時半に来られたりとかいうのは活用されていると。その効果かどうかはわかりませんが、その方たちが16時半に帰るといところで通常勤務されている方も時間がきたら帰るといのも増えてきたという、その辺りについてはお話としては聞かせていただいているところです。

【異委員】 しっかり制度を周知して活用できる人はしてもらおうというような感じでしょうか。7と9のところですが、同じような、似たような内容かなと思っていました。以前より、紙からデータの方に移行するように教育委員会としてもいろいろ連絡されていると思っています。この間、私も数校の保護者の方にどういう状況かというのをちょっと聞

いたりしたのですけれど、やっぱり各校によってすごくばらつきがあるかなというのと全体的にはあまり変わっていない、以前と変わりなく紙ベースが多いというような話でした。ミマモルメとか欠席連絡アプリでチラシであったり連絡、周知、文書をデータで貼り付けることができるのですけれど、なかなかそこが活用しきれていないのかなと思っています。教職員の負担も絶対に軽減するし、保護者も紙はもう私はすぐに処分してしましますが、負担は絶対に減るはずなのにそこが活用できていない何か理由というのがあるのかなというのを逆に思って。それが使われない、使いにくいとか何か理由があったら教えていただきたいです。

**【乗京初等・中学校教育担当課長】** ミマモルメにつきましては、委員がおっしゃるように配布物でありますとかその印刷であるとか配布にかかる時間削減というのはできますので、そちらはこちらのほうからも普段しているところでございまして各校、私も全ての学校の集約をしたわけではないんですけれども、聞いている意見としましては、重要なものと重要でないものというのを分けて発信したいという学校側の意見を聞いておりますし、チラシについては学校の方に直接送られてくるものもございますので、それをデータ化してというところで言いますと、ちょっと手間になるというところも聞いております。無料券でありますとかそういったものが付いたチラシもございますので、それについては紙で配っているということで聞いておりますので、ただ学校としてはできるだけデータのほうで配信するという方向性というのは進めているところでございますので、ただちょっと時間がかかっているというところかなというふうには感じております。

**【異委員】** 一番最初に、スマホで欠席連絡アプリを導入している人が少ないかもしれないという話だったと思うのですけれど、調べていただいたら6月1日付けで小学校は96.8パーセント、中学校で94.4パーセントも保護者の方でアプリを導入しているということなので、概ねそのアプリを持って確認しているか、していないかはわからないのですけれど、データは届いているのかなと思っています。その持っていない人に関しては本当に数パーセントになるので、そこだけ紙配布とかいろいろ考えてもいいのかなと思います。多分このままずるずるいってもきりが無いのかなと思うのと、データと紙の二重の手間が増えているのかもしれないかもしれません。私も紙はどこが所管かといろいろ見ていたときがありますが、子どもが通っていた学校はすごくデータが早かったのですが、意外に外部団体のチラシが結構多かったです。それって大阪市の後援の名前が入っていて、どこかにも書いていたと思いますが、教育委員会の見解のところ「チラシや周知文書を学校園に送付する場合は

併せてPDFのデータも」ということで通知したってあるのですけれど、後援を入れる場合はこういうチラシをもう廃止してデータだけでくださいというような形に徹底しても良いのではないかなと思っています。チラシも送付してデータも送ってくださいとなって学校側がデータで送ろうとしたときのチラシを処分する負担とか、その辺りも考えると、この文書はもうデータ一本化でそれを大阪市としては認めて後援するというような形でいいのではないかなと思います。クラス分けとか束にしてというところも全然徹底されていないみたいですし、外部団体のチラシって教育委員会だけではなくて直接学校に届くと思うのですよね。それもどこまで把握されているのかなというのもちょっとあってかなり多いのですよね、特に4月、5月って。その辺りは本当に学校の負担だろうなと思います。例えば令和6年は移行期間で、令和7年からは徹底しますというような形で、ただ教育委員会とか学校の大事なスケジュールとかそういったものは紙で良いと思うのですけれど、ここまですごい紙にさせていただいてというものもあるのですよ。例えば、献立でキャベツがなくなって白菜に代えますとか本当に小さいこと、アレルギーの関係で通常はしないといけません、本当に気の毒だなと思うこともたくさんありますので、ここはもっともっと考えて早急にしていかないとここでも2件くらい上がっているのもうちょっと強いメッセージで流したらいいかなと思っています。

**【赤木委員】** 特別支援学級在籍児童、インクルーシブ教育についてですが、非常に現場の声は問題を提起していると思います。インクルーシブ教育というのを謳っていますが、その実態としては同じように成績評価をしないといけないとか。それに対する回答というのを凄くたくさん書いてあって読んでみましたが、結局これからはまずということで。また、最後は障がいのある児童生徒の確かな学びと必要な支援の充実に努めますということで、少し具体性に欠けるかなと思います。マニュアルを作って、このように実施してくださいという一足飛びに解決できる問題ではないと思います。この問題に関して、今後、具体的にちょっといろいろな問題があってインクルーシブすればいいのだろうと、原学級保障をすればいいのだろうと、それが実態は学年下のドリルを交流学級で行っている現状もあるのですけれど、この問題については、今後具体的な対応策をもうちょっと詳しく説明していただけないでしょうか。非常に大きな深刻な問題かなと思うのですけれど。

**【片山インクルーシブ教育推進担当課長】** 委員が今おっしゃっていただいたように、非常に由々しき問題であるということは当方も認識しておりまして、こういうことが本当に起きているのかというのは確認できてはいませんが、実際にはこうやって言って

いただくということは、ただただ一校の一名の問題ではなく、たくさんのお子さんがそういう状況になっているだろうなという想像もつきます。従いまして、校長先生方を中心としまして例年、ヒアリングというのを全校、全指導主事が個別に時間を取って8月後半から9月の頭にかけて全学校行いますので、そういった提言があったということを踏まえまして、各学校の特別支援学級に入っているお子さんの教育課程を一から見直して、校長先生に問いただし、本当にそのお子さんにあった教育課程、教育内容になっているのかということをお子さんと見つけていきたいと思っていますところでございます。

【赤木委員】 はい、ありがとうございます。私、大阪教育大学で教員養成課程の大学に勤務しているのですが、やっぱり養成課程においてもこういう教員が、教員となる学生が特別支援の子どもたちに理解を持つというかもっと進めていかないといけないなということでプロジェクト等を進めているところです。意見を述べている先生もやっぱりこれではいけないという、もっと何かできるのではないかとということでこう書いてきてくださっているので引き続き、いろいろな多方面からということで対応をお願いしたいと思います。

【片山インクルーシブ教育推進担当課長】 承知しました。ありがとうございます。

【長谷川委員】 巽先生のご指摘くださった7番と9番に関する件で私も保護者の立場から少し提案させていただきます。方向性として紙を削減するというのはおそらく皆さんの共通認識かなと思っていますけれども、そのプリントの中でデータで送ってしまうと子どもが見なくなってしまうというデメリットはあるのだろうと思っています。子どもの話を聞くと、給食のプリントとかは毎日のように穴が開くほど見ているとかいう状況もあるようなので、子どもが見られるようにという観点からちょっと仕分けをしていただければと思っています。さらに子どもが見られるかという点で、今後はおそらく紙でなくてもパソコンを一人一台使う時間が長くなればそこに表示させるという方法もあると思うので、それも含めて紙削減とデータの使い分けをしていただければと思います。これも親目線でミマモルメのデータで子どもの学校はほとんど送られていない方向で、紙ベースが多いという学校になります。もしここに学校のスケジュール、校長だより、それから外部のチラシとかがずっと入っていくと確かに情報が埋もれてしまうのだろうなと思います。それを分けるようなシステムになっていないのかなとも思いますので、そこも含めて検討が必要になっていきそうだなと思っています。ここからだいぶ派生した話なので今ワーキンググループとかに検討いただいているところになってくるかと思いますが、その中でぜひ検

討いただければと思います。

【多田教育長】 はい、ありがとうございます。今回の各現場からの提案につきましても、今日も様々な先生方からご意見をいただきました。ちょっと時間をかけて改善することもございますし、兼ねてからご提案いただいていたものについての意見もまだ出てきているということもありますので、それとミマモルメのこともございましたとおり、相当普及は全体としては進んでいるのかなど。環境も変わってきているところがありますので、それでもなおもう一つさらに進むことができないのはなぜなのかということも少し詳しく調べて、できるだけ改善につなげるような形で進めていけたらなというふうに思っております。

議案第71号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、学校教職員に対して懲戒処分を行うもので、被処分者は中学校の管理作業員で、処分内容は懲戒処分として免職とする。

事実の概要について、当該職員は、令和6年3月、大阪市立小学校で卒業式が開催されている中、事前に作製した合鍵を使用して職員室の鍵を開けて侵入し、教職員2名の鞆を物色し、財布の中から、金額にして少なくとも1万8千円の現金を窃取したほか、令和元年度から令和4年度までの間、職員室等において、他の教職員の財布等から少なくとも25回、金額にして少なくとも18万円の現金を窃取したというものである。

本件事案の経過として、令和6年3月18日の夜、財布からお金が減っていることに気づいた教職員は教頭へ報告し、翌日の職員朝会で他の教職員からも申告があったことから、校長は、西淀川警察署へ通報し、被害届を提出した。警察による捜査の結果、同年4月1日、当該職員は窃盗及び建造物侵入の容疑で逮捕された。当該職員に事実確認を行ったところ、当該職員は前述の窃盗及び建造物侵入の他、前々任校及び前任校における窃盗の事実についても認めたというものである。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 学校の先生は、貴重品の管理はどうなっているのでしょうか。個人の鍵のかかるロッカーはないのでしょうか。この人は施錠してある職員室に合鍵を持ってということですが、ロッカーで管理するようにした方がいいのではないかと思ったのですが、

でしょうか。

【大西指導部長】 更衣室等に施錠が出来るロッカーは準備されているのが基本になっており、管理ができると考えています。

【赤木委員】 普段きちんとしていなかったらこういう人物がこれまで複数回に渡ってかなりの金銭を盗んでいるということがありますので、あるなら結構です。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第72号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、学校教職員に対して懲戒処分を行うもので、被処分者は、小学校主務教諭で、処分内容は、懲戒処分として停職2月とする。

事実の概要について、当該教諭は、鉄道を使用して通勤する旨の届出を行っていたにもかかわらず、令和4年4月頃から令和6年1月までの間、認められていないマイカー通勤を少なくとも64日、令和5年9月、11月、12月の3か月間は常例的なマイカー通勤を行い、また、令和4年1月、7月及び令和5年10月の通勤手当の事後確認において、解約済みの定期券のコピーを提出し、通勤手当を不正に受給したというものである。

令和6年1月23日、同校教頭が事後確認のため、定期券の提出を指示したが、定期券を所持しておらず、翌24日に同校管理職に対し定期券の購入・解約を繰り返したといった旨の説明があり、その説明に疑念を有した同校校長から教育委員会に連絡があったため、当該教諭の行動監察を依頼したところ、同月29日、同校校長が学校近隣の駐車場でマイカー内にいる当該教諭を現認し、管理職が聞き取りを行ったところ、マイカー通勤を認め、高速のETCの利用履歴とも照合し、サービス・監察グループによる事情聴取で詳細なマイカー通勤の回数及び駐車場所を認めた。当該教諭はマイカー通勤の理由について述べている。

続いて、本件事案2の概要及び発覚の経緯について、同校校長が過去5年間分の事後確認にかかる書類を確認したところ、令和2年度以降、ほとんどの期間で、定期券等の所持が確認できていなかったことが判明し、当該教諭は本件事情聴取に際し、同校に赴任当時より定期券は購入しておらず、定期券の購入・解約を繰り返していたと述べており、令和4年1月、令和4年7月、令和5年10月の事後確認において、解約済みの定期券のコピーを提出したものである。

通勤手当の返還について、令和2年度以降、コロナ通勤緩和措置の期間と令和5年5月から7月の期間を除き、適正な通勤定期や回数券の購入が確認できないことから、当該期間分の通勤手当90万9,860円の戻入を行ってまいる。当該教諭は、反省の弁を述べている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第73号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件も、学校教職員に対して懲戒処分を行うもので、被処分者は、小学校の事務職員で、処分内容は、懲戒処分として停職2月とする。

事実の概要について、当該職員は、前任校において、平成30年度から令和4年度の学校徴収金の収支・精算業務等における適正な事務処理の懈怠に加え、返還金を金庫に放置し、返還金や未納額の一部を私金で立て替えるといった学校徴収金会計基準に違反する不適正な事務処理を行った。また、平成30年度から令和2年度の学校徴収金会計における卒業アルバム制作業務委託契約にあたり、不適正な契約を行った。さらに、平成30年度から令和5年度に同校における校園契約の支出事務において、支払を遅延させるなどの不適正な事務処理を行った。加えて、平成30年度から令和4年度の同校の学校徴収金における契約関係書類の大部分を誤ってシュレッダーで廃棄したというものである。

本件事案1の概要について、当該職員は、学校徴収金の収入事務において、個人別の収納状況を明確にしておらず、支出事務においても実験・実習授業や校外学習授業の欠席児童等の確認を適切に行わずに児童数で割り戻す等の手法により精算を進め、年度末に適正な返還金と異なる金額を保護者に返金したことなどにより、合計29件の未返金事案や20件の未徴収事案が発生し、合計40件の教育扶助費や就学援助費の請求金額も誤っていたことが判明した。

続いて、本件事案2の概要について、令和3年7月に転出した児童Bの学校徴収金の口座引き落とし停止手続きを遺漏したことで、転出後も誤って引き落とされる事態を招き、また、令和4年3月の決算時に、児童Bの転出時の精算を失念していたことに気づいたが、管理職への報告や保護者への返金を行わずに、返還金の一部を金庫に放置したものである。

続いて、本件事案3の概要について、当該職員は本件事案2の児童Bの転出時精算分の返金相当額が残金と合わなかったため、返金相当の一部約5,000円を私金で用意し、また、

学校徴収金の未納が生じた際は速やかに督促しなければならないが、未納対策が滞りがちになった結果、年度末までに徴収が見込めない保護者が複数人いたため1万円程度の私金を未納額に充当したものがある。

本件事案1から3の発覚の経緯について、令和4年12月22日に、児童Bの保護者から、転校後も学校徴収金が銀行口座から引き落とされている旨の申し出があったことから本件事案2が判明し、その後、学務担当が実施した実地調査において、本件事案3の私金立替や本件事案1の多数の未返金事案等が発覚したところである。

続いて、本件事案4について、当該職員は、平成30年度から令和2年度の卒業アルバム制作業務委託で、比較見積を怠り、特段の理由なく特名随意契約を締結したもので、学校徴収金会計の契約業者に一定の偏りが見受けられたことから、事情聴取で確認したところ、不適正な契約処理を認めたものである。

続いて、本件事案5について、当該職員は慢性的な事務処理の遅れから、遅延防止法に定める支払期日内の支払ができないことに気づき、平成30年度から令和5年度の物品購入等の55件、591万5,217円の契約で、契約相手方に請求書再発行の依頼や、請求日が記載されていない請求書に自ら日付を記載するなどして支払うことで、数日から最大5か月程度の支払遅延を発生させたもので、本件事案は、事情聴取で校長Cより契約業者から支払督促の連絡を受けたことがあるとの申告があったため確認したところ、履行日と請求日が大きく乖離しているものが多数見受けられ、改めて事情聴取したところ、支払遅延と請求日の記載を認めたものである。

続いて、本件事案6について、当該職員は、平成30年度から令和4年度までの学校徴収金にかかる契約関係書類を校内決裁後、簿冊に編集せずに廃棄書類が混在する机の引き出しに入れ、書類が溜まってくると、乱雑に書類を仕分けて廃棄書類を自動裁断されるシュレッダーにセットし廃棄したが、文書の仕分けが適切にできておらず、当該文書を誤廃棄したものである。当該教諭は、反省の弁を述べている。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】       この方が所属している小学校の事務体制はどうなっているのでしょうか。スクールサイズによって事務の構成員も変わってくると思いますが、この方が事務主幹を兼務していたのですか。

【中川教職員服務・監察担当課長】       前任校では一人体制で業務を行っておりました。

【上原教務部長】 小規模の学校です。

【平井委員】 そうすると、管理監督は校長、教頭ですね。

【中川教職員服務・監察担当課長】 はい、校長、教頭になります。

【平井委員】 通常、複数のスタッフがいる事務体制では、事務長が進捗状況を管理することができるわけですが、規模が小さな学校の場合、どうしても校長や教頭がチェックせざるを得ないです。そういった人手不足が招いた結果でしょうか。

【中川教職員服務・監察担当課長】 校長が基本的にはチェックをすることになり、決裁等々を行っているのですけれど、決裁のときに気づいていないところは実際にあったというものです。

【平井委員】 そういうことがあるのですか。チェック機能の問題ですね。

【中川教職員服務・監察担当課長】 現在でいいますと、一律学校で使えるような形のチェックリストを使ってチェックをするであるとか共同学校事務室が令和5年度から導入をされておりますので、係長級の職員がいくつかの学校、8校から16校をとりまとめてチェックをするという形を今は作って進捗管理やチェックをするということを行っておりますので、今は見つけられる仕組みがあるというふうに思っていますが、この当時は共同学校事務室もまだ稼働していなかったという状況の中で起きたことです。

【平井委員】 組織マネジメントは事務局にもあてはまるもので、チェック機能があるからこういう問題が起きないように対応ができます。

【中川教職員服務・監察担当課長】 はい。

【平井委員】 支払いが遅れた企業との信頼関係など、問題は生じませんでしたか。どうですか。

【中川教職員服務・監察担当課長】 こちらのほうで事情聴取等はしていますが、業者との関係がどうなっているかという確認はしておりません。

【平井委員】 説明責任が問われる以上、相見積におけるプレゼン状況等、普通は上長にすべて報告させ、監査機能を充実させ、情報共有するものですが、そのようなシステム上の流れも精査しておく必要があると思います。大阪市の事務職員数は十分に確保できているのでしょうか。

【上原教務部長】 国に基づく定数配置ですけれども、基本的にはできているのと共同学校事務室の制度も国の定数措置がありますので、それを最大限利用して一応配置はしております。ただ、この間何回もご指摘がありますように、教育委員会事務局からの監査

機能が十分でなかったことから、共同学校事務室だけでは足りないということで今年度から学校運営支援センターの中に、学校事務職員による、課長代理級と係長、係員からなる監査体制を昨年度の反省を受けて設置したところです。学校を巡回して点検するということが今までよりしっかりと機能を高めてこれからまさにやっつけようとしているところですので、こういう事案は防ぎ止めていきたいなと思っております。

【平井委員】 その監査機能の徹底の対象を管理職にも向けるべきだと思います。教員の場合、事務的なことが不得手な方もいらっしゃると思いますが、管理職になると避けて通れない仕事です。しかし、管理職によって温度差があるのは事実でしょうからそれを埋める研修など、教頭時代にトレーニングしておいたほうがよいかもしれません。理想形は教職協働であることは大学と同じではないでしょうか。

【上原教務部長】 ありがとうございます。今年度からの新体制で管理職に対する事務の研修も担うことにしております。ご指摘を踏まえてしっかりブラッシュアップしていったらなと思っております。

【平井委員】 大阪の場合、これからは嘱望される優秀な若手の管理職候補がたくさんいるので、学習指導要領におけるグローバル化、DXへの対応も含めて教職協働によるマネジメントの在り方を検討する時期にきていると思料します。教育委員会事務局の頑張りは特筆すべきものがありますからよい意味でリーダーシップを発揮して、まとめていってほしいと思います。

【異委員】 一点だけ質問です。一名体制ということなので、この方は停職2月ということですが、不在の2月をどう穴埋めするか、現場が困らないように体制を作っていただきたいなと思うのですが。

【中川教職員服務・監察担当課長】 現任校では二名体制の学校になっております。事務主任がいますので、停職2月となるとその間の人員の配置というのは難しいと聞いております。夏休みの期間ということもあり2月は事務主任に頑張ってもらおうというような体制になると考えております。

【異委員】 この方は停職後、何か研修とかそういったものを受けられてから出てこられるのですか。

【中川教職員服務・監察担当課長】 停職期間中の研修というものはないのですけれども、停職期間が明けた後に再発防止の研修をするというような形になっております。

【赤木委員】 今回問題を起こしたというのは平成30年度から続いていると。これは

何か理由があるのですかとお伺いしたところ、まさに今、お話しに出ていたように最初は二人体制だったということで大きな問題にならずに過ごしてきたところ小規模校に行って一人でこういうたくさんの問題を起こしたということで、研修をされるということですが、復帰されたら二人体制というか誰かのサポートがないと管理職、教頭先生や校長先生だけではちょっとトラブル発生の予防ができないのではないかなと思います。事務職員として他の仕事に就くわけにはいかないでしょう。大学だったら事務職員もいろいろな部署があって計理が苦手だったらちょっと別のところに移すとかいろいろな可能性がありますが、学校事務の場合は学校事務だけなのでできれば、問題を起こさないように二人体制というか何らかのサポートがあるところが望ましいのではないかなと思いました。

【上原教務部長】           ありがとうございます。通常、学校事務職員を採用しますと最初はOJTのために複数配置校に持っていくという運用をしていますけれども、ご指摘を踏まえて頑張っていきたいと思います。

【多田教育長】           はい、ありがとうございます。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第74号及び第75号「職員の人事について」を一括して上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

港区の港晴小学校教頭の加藤洋については、一身上の都合による退職の申し出があり、6月30日付けで退職を認めたく存ずる。なお、港晴小学校については、教頭不在における体制強化のため、先日の教育委員会会議にお諮りし、5月21日付で副校長を配置している。

次に、議案第75号をご覧いただきたい。

旭区の旭陽中学校教頭、丹羽健太郎については、休職となることから、その後任人事について、慎重に検討を進めた結果、市総合教育センター指導主事、中本吏雄を充ててまいりたいと考えている。

本日ご承認いただいたら、議案第74号は、6月30日付けで、議案第75号は、6月27日付けで人事異動を発令したいと考えている。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

報告第22号及び第23号「職員の人事について」を一括して上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

まず報告第22号について、令和6年6月30日付けの職員の退職にかかるものであるが、退職後の後任人事について、全市における人事異動日程にあわせて、6月24日に異動内示を行う必要があったことから、大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項に基づき、教育長による急施専決処分を行ったため、同条第2項により報告するものである。

令和6年6月30日付けで学校運営支援センター教育ICT基盤担当課長代理の岩崎恵久が定年前退職をする。

次に、報告第23号についてである。7月1日付けの人事異動であるが、先ほど説明したとおり、大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項に基づき、教育長による急施専決処分を行ったため、同条第2項により報告するものである。

退職する学校運営支援センター教育ICT基盤担当課長代理の後任に、学校運営支援センター給与・システム担当課長代理、松村真郎を充てることとした。その後任として、学校運営支援センター担当係長の中野博江を昇任のうえ充てることとした。その後任として、総務局勤務の岡本浩明を昇任のうえ充てることとした。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

#### (5) 多田教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

---

教育委員会委員

---